

# 鳥取県公報

令和2年6月12日(金) 第9208号

每週火·金曜日発行

			<b>月</b>
$\Diamond$	告	示	指定自立支援医療機関の指定(354)(障がい福祉課)・・・・・・・・・・・・2
			大規模小売店舗に関する承継の届出(355)(企業支援課)・・・・・・・・・2
			県統計調査の実施(356)(通商物流課)・・・・・・・・・・・・・・・2
			保安林の指定予定 (3件) (357~359) (森林づくり推進課)・・・・・・・・3
			土地改良区の役員の就退任 (360) (東部農林事務所)・・・・・・・・・・・・4
			土地改良区の役員の就退任 (361) (西部総合事務所農林局)・・・・・・・・5

# 示

#### 鳥取県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に 基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月12日

鳥取県知事 平 井 治

開設者の氏名又	明乳老の分記	指定自立支援医療	指定自立支援医療	自立支援医療	指定年月日	
は名称	開設者の住所	機関の名称	機関の所在地	の種類		
周防 孝	倉吉市上灘町84-	すおうメンタルクリ	倉吉市下田中町907	精神通院医療	令和2年6月	
	1	ニック			1 目	

#### 鳥取県告示第355号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその 概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月12日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地 米子髙島屋 米子市角盤町一丁目30
- 2 承継された店舗面積

店舗面積の合計14,821平方メートルのうち5,846平方メートル

- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本生命保険相互会社 代表取締役 清水 博 大阪府大阪市中央区今橋三丁目 5-12 株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目27-2 株式会社米子髙島屋 代表取締役 森 紳二郎 米子市角盤町一丁目30
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目27-2 株式会社米子髙島屋 代表取締役 森 紳二郎 米子市角盤町一丁目30

5 承継があった年月日

令和2年2月26日

6 届出年月日

令和2年5月28日

7 縦覧に供する書類

承継届出書

8 縦覧に供する期間

令和2年6月12日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

#### 鳥取県告示第356号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年6月12日

鳥取県知事 平 井 治

1 調査の名称

県内企業海外展開状況調査

2 調査の目的

鳥取県内の企業に対し、海外展開の現状及び課題並びに今後の意向等を把握し、県内貿易支援機関による有 効な海外展開の支援の実施に必要な基礎情報資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内全域の事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 輸出及び輸入の実績並びに今後の計画
    - イ 海外展開の実績及び今後の計画
    - ウ 米中貿易摩擦等の影響及び海外展開の取組体制
    - エ 海外展開に係る支援機関の利用状況
  - (2) その基準となる期間

平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

5 報告を求める者

過去に鳥取県が実施した県内企業海外展開状況調査で海外展開を行っている又は検討していると回答した事 業所のうち、海外展開を行っている又は行うことができると見込まれる事業所から抽出した約700事業所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法又は鳥取県のホームページから調査 票をダウンロードし、電子メールで返信させる方法

7 報告を求める期間

令和2年6月中旬から同年8月末日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

# 鳥取県告示第357号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字口波多字坂ノ谷469

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 鳥取県告示第358号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年6月12日

井 鳥取県知事 平 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 八頭郡智頭町大字三吉字桧谷口479
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第359号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年6月12日

鳥取県知事 平 井 伷 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 東伯郡三朝町大字久原字北保木709の3
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第360号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任 し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年6月12日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

```
理事松本靖人
               鳥取市本高81-3
 IJ
    河 原 洋 夫
               鳥取市本高181
 IJ
    松本正延
               鳥取市本高166
 IJ
    山下重行
               鳥取市本高369-1
    河 原 宏 昭
 IJ
               鳥取市本高350
 IJ
    坂 本 義 夫
               鳥取市本高332
監 事 福 本 政 男
               鳥取市本高364
 IJ
    山 本 紘一郎
               鳥取市本高164
    小 山 啓一郎
               鳥取市本高143-1
    奥田訓久
               鳥取市本高369
```

令和2年4月29日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

理事松本靖人 鳥取市本高81-3 河 原 洋 夫 IJ 鳥取市本高181 IJ 松本正延 鳥取市本高166 山下重行 IJ 鳥取市本高369-1 IJ 河 原 宏 昭 鳥取市本高350 IJ 坂 本 義 夫 鳥取市本高332 監事福本政男 鳥取市本高364 IJ 山 本 紘一郎 鳥取市本高164 小 山 啓一郎 鳥取市本高143-1 奥田訓久 鳥取市本高369 令和2年4月30日就任 任期2年

# 鳥取県告示第361号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任 し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年6月12日

村 鳥取県西部総合事務所長 吉 文 宏

#### 退任した役員の氏名及び住所

理	事	種	田	豊	明	西伯郡大山町妻木971
"		Щ	根		諭	西伯郡大山町稲光69
"		谷	野	謙	_	西伯郡大山町上萬448
"		堀	尾	晴	明	西伯郡大山町安原150
"		大	下		昭	米子市淀江町今津379-1
J.	J	森	田	増	範	西伯郡大山町国信324
J.	J	林	原	幸	治	西伯郡大山町末吉519
J.	J	或	野	正	好	西伯郡大山町上野203
J.	J	加	藤	善	夫	西伯郡大山町平木90
J	J	Щ	根	章	司	西伯郡大山町唐王633-2
J	J	坂	田	正	利	西伯郡大山町中高423
J	J	松	尾		優	西伯郡大山町豊房349
J.	J	小	椋		齊	西伯郡大山町豊房1357
J	J	杉	谷	伸	_	西伯郡大山町平334

西伯郡大山町今在家74 IJ 遠藤雅士 IJ 西 村 正 道 西伯郡大山町前202 椎木 学 西伯郡大山町赤松1188 IJ 監 事 飯 田 豊 西伯郡大山町長田351 山本宏幸 西伯郡大山町所子178

令和2年5月17日退任

### 就任した役員の氏名及び住所

理	事	飯	田		豊	西伯郡大山町長田351
"		耒	海	誠		西伯郡大山町荘田104-3
"		谷	野	透		西伯郡大山町富岡21
"		齌	木	義 仁		西伯郡大山町保田183
"		谷	野	保	人	西伯郡大山町平田103
"		大	下		昭	米子市淀江町今津379-1
"		森	田	増	範	西伯郡大山町国信324
J	,	前	Ш	清	茂	西伯郡大山町末長44-1
J.	ı	或	野	正	好	西伯郡大山町上野203
J.	ı	瀬	尾	喜	義	西伯郡大山町野田14
J.	ı	梅	實	康	寛	西伯郡大山町清原156
J.	ı	前	田	豊	吉	西伯郡大山町中高355-2
J.	ı	Щ	本	宏	幸	西伯郡大山町所子178
J.	ı	松	尾		優	西伯郡大山町豊房349
J.	ı	村	上	茂	夫	西伯郡大山町豊房1009
J.	ı	遠	藤	佳	博	西伯郡大山町坊領479
J.	ı	角	田	行	弘	西伯郡大山町宮内182
J.	ı	野	坂	友	晴	西伯郡大山町佐摩338
"		米	村	俊	夫	西伯郡大山町鈑戸788
J.	ı	伊	澤		衛	西伯郡大山町赤松1142
監	事	堀	尾	晴	明	西伯郡大山町安原150
J.	ı	Щ	根	章	司	西伯郡大山町唐王633-2
J.	ı	齌	藤	伸	_	西伯郡大山町高田614

令和2年5月18日就任 任期4年